

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、琴平町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大栗屋地区）を行うことについて平成26年2月13日認可した。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造